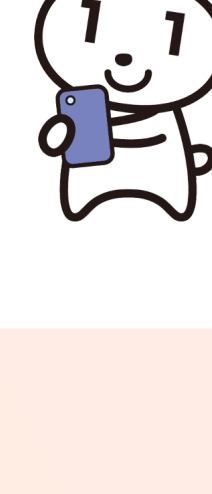


# マイナンバーカードセンターでできる主なお手続き

Services Available at the Kagoshima City My Number Card Center

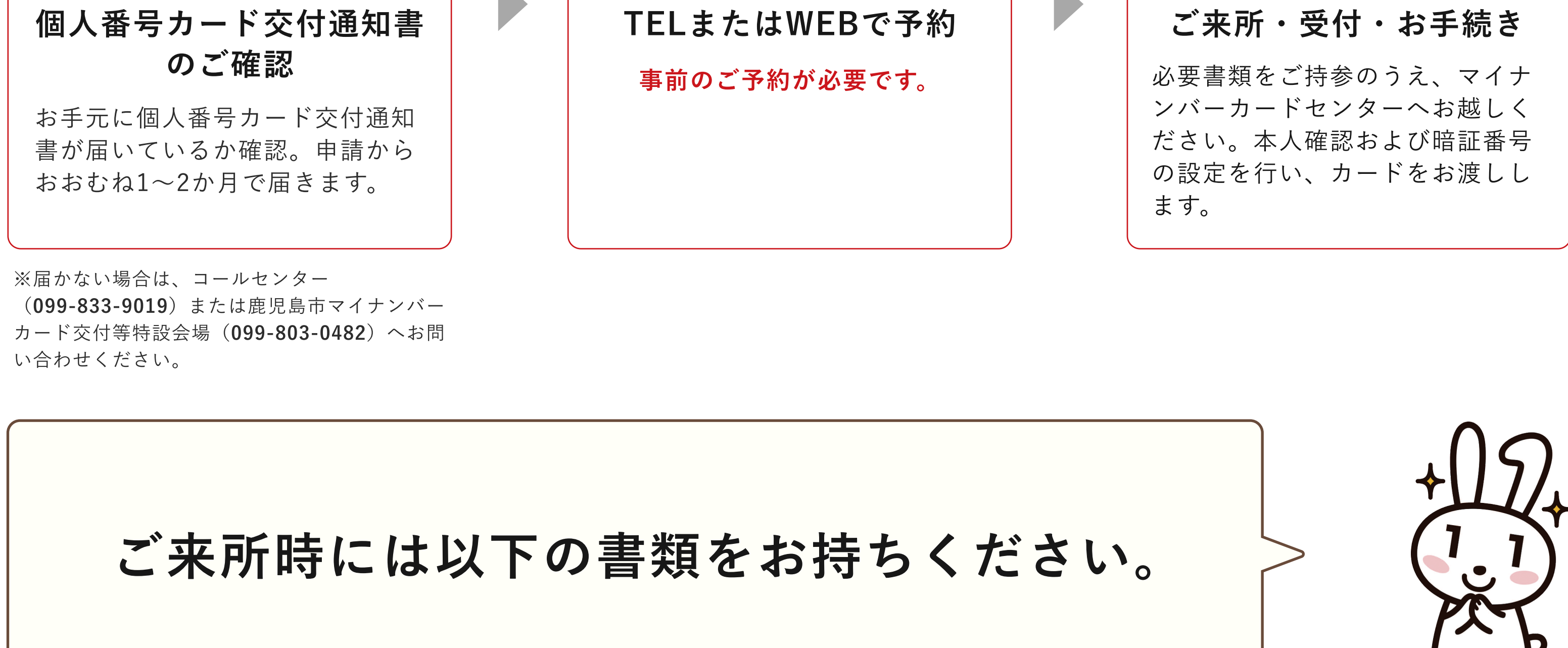


※こちらに記載のないお手続きも受付可能な場合があります。  
 その他のお手続きについてはご相談はコールセンター(099-833-9019)まで

## 1 マイナンバーカードの交付(受け取り)

### お手続きの流れ

Flow



※届かない場合は、コールセンター  
 (099-833-9019)または鹿児島市マイナンバー  
 カード交付等特設会場 (099-803-0482)へお問  
 い合わせください。

### ご来所時には以下の書類をお持ちください。



#### 個人番号カード交付通知書 (ハガキ)



交付通知書 (事前に記入の上、手続き当日お持ちください。)

- 1 手続きされる日を記載してください。
- 2 カード交付される方 (本通知宛先) の氏名・住所を記載してください。  
 ※住所変更がある場合は変更後の住所を記載してください。  
 ※本人が15歳未満又は成年被後見人等の場合は法定代理人の住所氏名を記入してください。

## 2 通知カード (お持ちの方のみ)



## 3 現在お持ちのマイナンバーカード (更新・再発行の方のみ)

更新・再発行の場合、新しいカードを交付する際に旧カードは返納いただけます。  
 旧カードをお持ちいただけない場合は、紛失として手数料 (カード発行料800円、電子証  
 明書発行料200円) を徴収いたします。  
 有効期限内のマイナンバーカード、又は有効期限満了日から6か月以内のマイナンバーカード  
 は、①の本人確認書類の「A書類」1点としてお使いいただけます。



## 4 本人確認書類を基本ルール①～④のいずれかの組み合わせで揃えてください。

区分	本人確認書類の例	基本ルール
A	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (有効期限6か月以内、顔写真付きに限る) <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード (顔写真付きに限る) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のもの) <input type="checkbox"/> 一時庇護許可書 <input type="checkbox"/> 仮滞在許可書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交付通知書がある方</li> <li>●A書類から1点</li> <li>●B書類から2点</li> </ul>
B	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 民間企業の社員証 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 <input type="checkbox"/> 学校名が記載された証明書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 敬老パス (鹿児島市発行) <input type="checkbox"/> 友愛パス (鹿児島市発行) <input type="checkbox"/> こども医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 学資保険の保険証書 <input type="checkbox"/> 母子手帳 (出生済証明記載済みもの) <input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード顔写真証明書 など ※ いずれも住民票に記載されている「漢字氏名と生年月日」又は「漢字氏名と住所」が記載されていることが必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●A書類から2点</li> <li>●B書類から1点</li> </ul>

- ・申請者本人が15歳未満の場合：戸籍謄本 (ただし「本籍が鹿児島市の場合」、「来庁した法定代理人と本人が同一世帯で親子関係にある場合」は不要) を持参してください。
- ・申請者本人が成年被後見人等の場合は、登記事項証明書を持参してください。
- ・申請者本人が被保佐人、被補助人、任意被後見人等の場合は登記事項証明書と代理権目録を持参してください。

## 5 申請者本人が15歳未満または成年被後見人等の場合のみ

法定代理人 (親権者・成年後見人等) が同行のうえ、法定代理人ご自身の本人確認を行います。  
 法定代理人の本人確認書類を基本ルール①～②のいずれかの組み合わせで揃えてください。

区分	本人確認書類の例	基本ルール
A	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (有効期限6か月以内、顔写真付きに限る) <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード (顔写真付きに限る) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のもの) <input type="checkbox"/> 一時庇護許可書 <input type="checkbox"/> 仮滞在許可書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●A書類から1点</li> <li>●B書類から2点</li> </ul>
B	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 民間企業の社員証 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 <input type="checkbox"/> 学校名が記載された証明書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 敬老パス (鹿児島市発行) <input type="checkbox"/> 友愛パス (鹿児島市発行) <input type="checkbox"/> こども医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 学資保険の保険証書 <input type="checkbox"/> 母子手帳 (出生済証明記載済みもの) <input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード顔写真証明書 など ※ いずれも住民票に記載されている「漢字氏名と生年月日」又は「漢字氏名と住所」が記載されていることが必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●A書類から2点</li> </ul>

- ・申請者本人が15歳未満の場合：戸籍謄本 (ただし「本籍が鹿児島市の場合」、「来庁した法定代理人と本人が同一世帯で親子関係にある場合」は不要) を持参してください。
- ・申請者本人が成年被後見人等の場合は、登記事項証明書を持参してください。
- ・申請者本人が被保佐人、被補助人、任意被後見人等の場合は登記事項証明書と代理権目録を持参してください。

## 6 本人が来所出来ない (代理人による受け取り) 場合について

<必要なもの>

### A：本人の来所が困難であることを証明する書類

来所が困難な理由	証明する書類
未就学児・小学生・中学生	不要
病氣・障害のある方	診断書、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、障害者手帳、療育手帳
成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意被後見人	代理権を確認できる書類 (登記事項証明書など)
高校生・高専生	学生証、在学証明書
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書など (顔写真証明書でも可)
長期入院者	診断書、入院診療計画書、入院費の領収書など入院中であることが確認できる書類
施設入所者	入所証明書など施設入所中であることが確認できる書類 (顔写真証明書でも可)
75歳以上の高齢者	「来所が困難である」ことを明記した交付通知書
妊娠中の方	母子健康手帳など
長期(国内外)出張者等	勤務先発行の証明書など
海外留学中の者	査証 (写し可) など
ひきこもり状態の方	公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の長が証する書類

※仕事が多忙で来所できない場合は、やむを得ない理由には該当しません。

### B：交付通知書 (事前に記入の上、手続き当日お持ちください。)

- 1 手続きされる日を記載してください。
- 2 カード交付される方 (本通知宛先) の氏名・住所を記載してください。  
 ※住所変更がある場合は変更後の住所を記載してください。  
 ※本人が15歳未満又は成年被後見人等の場合は法定代理人の住所氏名を記入してください。
- 3 任意代理人の方の氏名・住所を記載してください。  
 ※本人が15歳未満又は成年被後見人等で法定代理人が来所する場合は、本人の来所無しでも③、④記入不要。
- 4 (1)(2)のいずれかにチェックしてください。
- 5 (1)にチェックした方は、①～④に希望する暗証番号を記載してください。  
 ①：英数字混在6桁以上16桁以内 ※英字は大文字に限る。  
 ②～④：数字4桁  
 尚、15歳未満、成年被後見人の方は①の記載は不要です。  
 ※暗証番号は記入後、**目隠しシールを貼り、見えないうちにしてください。**  
 ※②～④は同じ番号を設定することも可能です。  
 交付通知書 (A4用紙) の場合は目隠しシールがございませんので封筒に入れてご持参ください。

### C：申請者本人の本人確認書類と代理人の本人確認書類

区分	本人確認書類の例	基本ルール
A	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (有効期限6か月以内、顔写真付きに限る) <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード (顔写真付きに限る) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のもの) <input type="checkbox"/> 一時庇護許可書 <input type="checkbox"/> 仮滞在許可書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請者本人の本人確認書類</li> <li>●A書類から2点</li> <li>●B書類から3点</li> </ul>
B	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 民間企業の社員証 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 <input type="checkbox"/> 学校名が記載された証明書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 敬老パス (鹿児島市発行) <input type="checkbox"/> 友愛パス (鹿児島市発行) <input type="checkbox"/> こども医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 学資保険の保険証書 <input type="checkbox"/> 母子手帳 (出生済証明記載済みもの) <input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード顔写真証明書 など ※ いずれも住民票に記載されている「漢字氏名と生年月日」又は「漢字氏名と住所」が記載されていることが必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●代理人の本人確認書類</li> <li>●A書類から2点</li> <li>●B書類から1点</li> </ul>

## 注意事項

- ・受け取り時に、4種類の暗証番号 (署名用電子証明書用：英数字6～16桁、利用者証明用電子証明書用：数字4桁、住民基本台帳用：数字4桁、券面事項入力補助用：数字4桁) を設定していただきます。あらかじめお考えのうえお越しください。
- ・本人確認書類の文字や写真などが汚損等で確認できない場合は、事前に発行元から再交付を受けてからお越しください。
- ・本人確認書類について有効期限のあるものは、来所時に有効期限内のものに限ります。ただし、マイナンバーカードのみ、有効期限満了日から6か月以内のものであれば本人確認書類として認めます。
- ・本人確認書類は原本のみ可、コピー不可です。
- ・免許証などをマイナンバーカードと一体化している場合、マイナンバーカードはA書類1点と数えます。
- ・上記以外にも本人確認書類として取り扱えるものがあります。コールセンター(099-833-9019)へご相談ください。